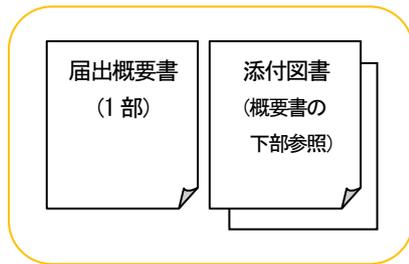
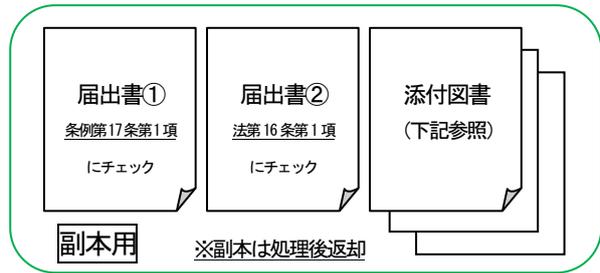
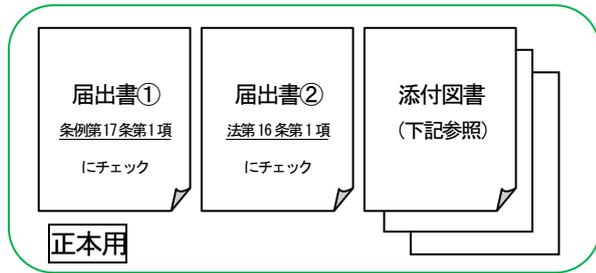


## 提出書類について <一定規模以上の行為>

届出にあたり、下記の書類をご用意ください。



※正・副それぞれについて、届出書が2枚ずつ必要となりますのでご注意ください。  
 ※正・副の書類は同一のもので。

## 添付図書

種類	明示すべき事項						
		建築物の新築等	建築物の修繕等	工作物の建設等	開発行為・土地の形質の変更	木竹の植栽又は伐採	屋外広告物の建設等
付近見取図	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の状況	●	●	●	●	●	●
配置図	敷地の境界、敷地内における建築物の位置	●	●	●			●
平面図(屋上含む各階)	屋上の設備機器の配置	●	●	●			
着色立面図(各面)	各部の仕上げ、色彩のマンセル値及び屋上の設備機器	●	●	●			●
断面図	当該敷地及びその周辺の状況	●	●				
屋外広告物の掲示図	色彩のマンセル値	●	●				
外構計画図	フェンス、門、塀、舗装等の仕上げ及び色彩並びに植栽の樹種、樹高、配置及び緑視率の算定式	●					
透視図	建築物、外構及び周辺の状況	●	●	●	●	●	●
状況カラー写真	敷地(土地)及び敷地の周辺(隣接地)の状況	●	●	●	●	●	●
現況図	地形及び植生の状況				●	●	
造成計画図	平面図、断面図				●		
土地利用計画図	区域内の土地利用の区分				●		
法面仕上図					●		
植栽計画図	植栽の樹種、樹高及び配置				●	●	

(注意)

- 各届出書の提出部数は、2部(正1部、副1部)。
- 宝塚市都市景観条例第17条第1項(一定規模以上開発等の届出)には、届出概要書を添付してください。
- 代理人が手続きを行う場合は、委任状(任意様式、1部)を正本に添付してください。
- 景観審議会(デザイン協議部会)での協議に付す場合、別途指示する書類17部の提出が必要になります。